

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

---

令和5年2月24日 午後 1時25分 開 議

---

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	小倉博
委員	久松公生
委員	櫻井健一

---

欠席委員

なし

---

委員外議員

議長	小座野定信
副議長	櫻井繁行

---

出席説明者

市長	宮嶋謙
市長公室長	横田茂
総務部長	大久保定夫

---

出席書記名

議会事務局長	大久保勉
議会事務局補佐	谷中博文
議会事務局係長	柏崎博子

---

## 議 事 日 程

令和5年2月24日（金曜日）午後 1時25分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
  - (1) 令和5年第1回定例会の運営について
    - ・ 提出予定案件の概要について
    - ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について
    - ・ かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置についての動議の取り扱いについて
    - ・ 請願等の取り扱いについて
    - ・ かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
    - ・ かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例について
  - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

---

開 議 午後 1時25分

○矢口龍人委員長

こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、令和5年第1回定例会招集告示日の市議会運営委員会、大変、御苦勞さまでございます。

まず初めに、令和5年3月13日以降の職員のマスクの着用についてですが、令和5年2月10日付、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡でも示されておりますとおり、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとされております。

一方、事業者における対応の参考取り扱いとして、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとされております。

こうした例を踏まえまして、本市職員のマスク着用については、感染対策上、窓口にて来庁者等に対応する職員はマスク着用を推奨することといたしました。高齢者等、重症化リスクが高い方も多く来庁されることに加え、職員が無症状感染者であった場合でも、感染拡大を防ぐことを目的としております。

それでは、第1回定例会に提出予定の議案につきましてご説明をさせていただきます。

提出を予定しております議案については、全部で30件ございます。内訳といたしましては、報告案件が1件、承認案件が1件、条例に関する議案が14件、予算に関する議案が10件、財産の貸付けに関する議案が1件、その他の議案が3件でございます。

なお、議案の概要につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、小座野議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

改めまして、御苦勞さまでございます。

開会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

委員会の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変、御苦勞さまでございます。

本日は、2月7日に貴委員会に諮問させていただきました、令和5年第1回定例会の運営につきまして、引き続き、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、当該、広域連合議会議員の任期が、前任者の残任期間の3月19日をもって満了となりますことから、先例により、引き続き、櫻井健一議員にお願いしたいと考えておりますので、手続き等につきまして、ご審議賜りますよう、お願いいたします。

次に、来栖丈治議員より、かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置についての動議が提出されました。本案の取扱いについて、貴委員会のご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

---

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（1）令和5年第1回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（大久保定夫君）

それでは、令和5年第1回定例会の提出案件について、説明をさせていただきます。

議案概要書、目次をお開きください。

記載のように、提出案件は、報告案件1件、承認案件1件、条例に関する議案14件、予算に関する議案10件、財産の貸付けに関する議案1件、その他の議案3件、合計で30件となっております。

それでは、予算以外の案件についてご説明させていただき、その後、予算関係は、市長公室長から説明をさせていただきます。

概要書1ページをお開きください。

報告第3号 専決処分事項の報告については、除草作業中における飛び石による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定によ

り報告するものです。

事故の内容については、市民協働課の職員が市内宍倉地内のフラワーロードの除草作業を行った際、小石が市道0109号線を走行中の車の助手席ガラスに当たり、助手席ガラスの破損及び同乗者にけがを負わせたもので、過失割合を市100%とし、損害賠償額62万4576円の支払いをすることで示談となったもので、令和5年1月27日に専決処分をしたものです。

続きまして、概要書5ページをお開きください。

議案第3号 かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、全国的な共通ルールが定められたことに伴い、新たにこの条例を制定するものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書7ページをお開きください。

議案第4号 かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

個人情報の保護に関する法律の改正により、現行の「かすみがうら市情報公開等審査会」を、新たに「かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会」とするため、この条例を制定するものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書9ページをお開きください。

議案第5号 かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の制定についてでございます。

市長に直属して市政運営における重要施策に関する調査、調整等を行う審議監1人を置くため、この条例を制定するものです。

審議監は特別職の職員として常勤、任期は1年、再任を妨げないものとします。また、審議監を置く間に限り、市長の給料月額を50%減額とする特例措置を講じます。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書10ページをお開きください。

議案第6号 かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定についてでございます。

市長、副市長、教育長及び地方公務員法第3条第3項第4号に規定する特別職が、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

施行年月日は公布の日となります。

概要書11ページをお開きください。

議案第7号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

市税等の納付期限を過ぎても未納の者に対して督促状を発布する際、手数料として100円を徴収していたが、令和5年4月1日以降に納付期限が到来する市税等の督促手数料を廃止するため、関係条例を改正するものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書12ページをお開きください。

議案第8号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条に規定する基本計画の計画期間を1年延長することに伴い、基本計画に基づく地域経済牽引事業計画を実施する企業等を引き続き支援することを目的としてこの条例を制定するものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書13ページをお開きください。

議案第9号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、この条例を制定するものでございます。

改正の内容については、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在確認、業務継続計画の策定、衛生管理等の規定を加えるものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

ただし、安全計画の策定等に関する規定については、経過措置を設けます。

概要書15ページをお開きください。

議案第10号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定するものでございます。

改正の内容については、安全計画の策定をはじめ、自動車を運行する場合の所在の確認等の規定を加えるものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書17ページをお開きください。

議案第11号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定するものでございます。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書18ページをお開きください。

議案第12号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条文の改正を行うため、この条例を制定するものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書19ページをお開きください。

議案第13号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、健康保険法施行令に規定される出産育児一時金の支給額について引上げがあったことから、条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、条例に規定する出産育児一時金支給額40万8000円に8万円加算し、48万8000円とするものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書20ページをお開きください。

議案第14号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

博物館法の改正に伴い、引用している条文の条ずれ等の所要の改正を行うため、この条例を制定する

ものでございます。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書21ページをお開きください。

議案第15号 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

上下水道部を設置するに当たり、関係条例を改正するものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

概要書22ページをお開きください。

議案第16号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の内容は、消防団員定数の削減、消防団員任用要件の見直し、年額報酬の引上げ、出動報酬の新設、費用弁償の見直しを行うものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

続きまして、ページ飛びまして、概要書46ページをお開きください。

議案第27号 財産の貸付けについてでございます。

旧牛渡小学校の財産を減額貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要書48ページをお開きください。

議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についてでございます。

地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、本市、石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町各市町が設置する公の施設を各市町の住民の相互利用に供させる協議について議決を求めるものです。対象となる施設は、行方市の榎本スポーツ交流センターです。

概要書49ページをお開きください。

議案第29号 町の区域の変更についてでございます。

神立駅西口地区土地区画整理事業の施行に伴い、新たに市境界が確定したことから、町の区域を変更するものです。

概要書50ページをお開きください。

議案第30号 市道路線の認定についてでございます。

稲吉5丁目地内に位置し、開発行為により造成された路線の市道認定をしたいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

私からの説明は以上です。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、私から予算のほうにつきまして、ご説明させていただきます。

それでは、まず、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

内容につきましては、令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）でございます。

この件につきましては、歳入歳出予算の総額に1355万1000円を追加して、211億1459万3000円とするものでございまして、内容につきましては、出産・子育て応援金、妊婦、児童1人当たり5万円を給付するというものでございます。

続きまして、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）でございます。

歳入歳出予算から6億2738万8000円を減額いたしまして、204億8720万5000円とするものでございま

す。

内容につきましては、概要書の30ページから41ページでございます。

今回の補正予算につきましては、全体的に予算執行の確定による減額をするということでございますが、一部それ以外のものもございまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、9番目でございますが、あじさい館の管理に要する経費でございますが、光熱水費の追加分ということで、499万9000円の補正ということでございます。

同じくその下、10番目でございますが、基金運用益等の積立に要する経費ということでございまして、公共施設等整備基金の積立て及び森林環境譲与税基金への積立てということでございます。

続きまして、28番目、後期高齢者医療特別会計への繰り出しということでございます。141万1000円の追加ということです。

続きまして、30番目、児童扶養手当支給に要する経費でございますけれども、ほとんど減額でございますが、国庫への返還金のほうが331万円分含まれてございます。

続きまして、38番目でございます。家庭的保育等に要する経費ということで、保育緊急対策事業補助金ということで増額がございまして。

同じくその下、39番目、感染症対策に要する経費ということで、178万3000円の国庫への返還金がございます。

続きまして、44番目、農地中間管理に要する経費ということで、機構集積への協力金として43万8000円の増分がございまして。

47番目、一番下になりますけれども、国営造成施設管理体制整備に要する経費ということで、霞ヶ浦土地改良区への補助金の増分ということで269万8000円がございまして。

続きまして、56番目になりますけれども、(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費、測量業務及び地質調査等の業務委託といたしまして、合計で1936万1000円。こちらの繰越をするということでございます。

続きまして、59番目、公園整備に要する経費として、3526万2000円、公園整備基本設計業務委託の増分を増額補正し、令和5年度に繰越するものでございます。

続きまして、60番目、常備消防に要する経費としては、燃料費、光熱水費、この不足分を追加するというものでございます。

続きまして、概要書42ページ、議案第18号 令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出予算の総額に3億9630万4000円を追加して、44億6874万9000円とするものでございまして、主な歳出の内容につきましては、保険給付の3億円の増額の補正ということ及び、基金積立金9559万3000円、その他が71万1000円でございます。

続きまして、概要書44ページ、議案第19号 令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出予算の総額に1714万1000円を追加し、9億7951万8000円とするものでございまして、内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合への負担の増額及び一般会計への繰り出しの増分ということでございます。

続きまして、概要書45ページ、議案第20号 令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の総額に8065万4000円を追加いたしまして、38億6964万2000円とするものでございます。

歳出の内容といたしましては、介護給付費準備基金への積立て及び一般会計への繰り出しということでございます。

続きまして、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を181億4800万円とするものでございます。

前年度の予算との比較でございますが、14億1700万円の減ということになってございます。7.2%の減額ということでございまして、減額の主なものとしましては、複合交流拠点等の用地購入や選挙の費用、新治地方広域事務組合の解体、こういった事業の完了によりまして、全体として減額となっているということでございます。

続きまして、議案第22号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算です。

予算の総額を43億3800万円とするものでございまして、前年度との比較では2億5800万円の増で、6.3%の増ということでございます。

続きまして、議案第23号 令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

10億100万円とするものでございまして、4000万円の増、4.2%の増額ということでございます。

続きまして、議案第24号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計予算でございます。

総額37億3250万円とするものでございます。前年度比較4370万円の減で、1.2%の減ということでございます。

続きまして、議案第25号 令和5年度かすみがうら市水道事業会計予算でございます。

収益的収支の収入でございますが、10億5408万5000円とするもの、0.8%の減、収益的収支の支出でありますけれども、総額を10億5213万3000円とするもので、4.2%の増です。

同じく資本的収支の収入につきましては、4億7901万1000円とするものでございまして、28.7%の減。

続いて、資本的収支の支出でございますが、7億7427万1000円とするものでございまして、22.6%の減ということでございます。

続きまして、議案第26号 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計予算でございます。

収益的収支の収入でございますが、総額を13億9886万5000円とするものでございます。3.9%の増です。

続いて、収益的収支の支出でありますけれども、同額、3.9%の増です。

資本的収支のうちの収入でございますけれども、総額を7億3361万1000円とするもので、7.9%の増。

続いて、資本的収支の支出でありますけれども、10億1048万5000円とするもので、5.1%の増ということでございます。

以上でございます。

○矢口龍人委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等がないようですので、これで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 1時51分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時51分]

次に、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてを議題といたします。

現在、櫻井健一議員にお願いしております、当該、広域連合議会議員につきましては、前任者の残任期間の3月19日をもって任期満了となることから、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第3条の規定により、その任期が終わる日前、30日以内に選挙を行わなければならないことになっております。

なお、先例では、ほかの一部事務組合議会議員と同様に、市議会議員の任期が満了となるまで、引き続きお願いしております。

お諮りいたします。

当該、広域連合議会議員の一般選挙につきましては、議長の指名による指名推選の選挙を行うこととし、櫻井健一議員に引き続きお願いすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次いで、お諮りいたします。

当該、広域連合議会議員の一般選挙につきましては、任期が終わる日前、30日以内に行うこととされていることから、開会日である、3月3日の議事日程に組み込み、選挙を行うことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置についての動議の取り扱いについてであります。

発議第1号につきましては、議会運営委員会でご協議をいただき、承認いただければ、本会議で議案として提出することとなり、趣旨説明、質疑、討論を経て採決を行うこととなります。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

何か、ございませんか。

○佐藤文雄副委員長

手続き上は、これ8名で要請している動議になっていますよね。ということは、8名であれば、今の構成だと、当然、議案になるというふうになるのでしょうか。

○議会事務局長（大久保 勉君）

ただいまの件ですけれども、議員の定数の12分の1以上で要件を満たしますので、提案者と賛同者2名で要件を満たすというようなことでございます。

以上です。

○佐藤文雄副委員長

動議は成立すると思うんだよね。動議は成立して、その動議そのものは、今、12分の1だから十分だと思うんだけど、それを議案として取り上げるのには、そこで採決をするというふうに言わなかったですか。採決をするということになりますけれども、今のところ、8名であれば、当然、成立すると思うんだよね。

そういう場合であっても、議案として、どうするかというのを、採決をしなきゃいけないということ

なんですか。

○議会事務局長（大久保 勉君）

ただいま、佐藤委員がおっしゃったとおりでございます。

○佐藤文雄副委員長

分かりました。

○矢口龍人委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、これで、発議第1号につきましては、本会議において、趣旨説明、質疑、討論を経て採決とすることよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、請願等の取り扱いについてを議題といたします。

令和4年第4回定例会以降、本日までに請願書1件、陳情書1件、計2件を受け付けております。

それでは、請願等をお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 1時56分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時58分]

お諮りいたします。

初めに、議長が受理しました、介護保険制度の改善を求める請願書につきましては、文教厚生委員会に付託の上、審査することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議長が受理しました、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情につきましては、先例のとおり、その写しを議場に配付することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、議長から発言の申し出がございます。

それでは、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

初めに、かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定に伴い、本市議会でも、かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例を新規制定する必要がございます。

次に、かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、上下水道部が新設されることに伴い、かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する必要がございます。

つきまして、本職において作成いたしました、市議会の個人情報の保護に関する条例（案）及び市議会委員会条例の改正（案）の2つの案件につきまして、貴委員会のご意見などを賜りたく、申し入れさせていただきます。

なお、市議会の個人情報の保護に関する条例（案）及び市議会委員会条例の改正（案）は、委員会提出議案として、本定例会最終日に提案をお願いするものであります。

詳細につきましては、議会事務局長から説明させますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○矢口龍人委員長

以上で、申し出による発言が終わりました。

それでは、かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。  
事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（大久保 勉君）

ご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、全国的な共通ルールが定められたことに伴い、新たにこの条例を制定するものとなります。

市議会におきましては、自律的な対応の下に、個人情報の適切な取り扱いが図られることが望ましいことから、本法が定める規律の適用の対象とされておりません。

市執行部では、本定例会で議案第3号 かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを提出を予定してございます。市議会で個人情報保護制度を設けない場合には、個人情報の取り扱いにおいて、執行機関との差が生じてしまい、議会における個人情報が保護されないこととなりますことから、共通ルールに沿った形で本条例の制定を行うものとなります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものとなります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。  
ご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、本件につきましては、議長申し出、並びに、ただいまの事務局の説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、お諮りいたします。

かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、先例により、議会運営委員会委員長が提出者となり、委員会提出議案として、定例会最終日に提案し、採決することよろしいでし

ようか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（大久保 勉君）

ご説明申し上げます。

本定例会で議案第15号 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、上下水道部が新設されますことから、市議会委員会条例の所要の改正を行うものとなります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○矢口龍人委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件につきましては、議長申し出、並びに、ただいまの事務局の説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、お諮りいたします。

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例については、先例により、議会運営委員会委員長が提出者となり、委員会提出議案として、定例会最終日に提案し、採決することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他でございますが、議案審査の方法につきましては、2月14日の議会運営委員会にてご協議いただいたところですが、提出予定案件のうち、市道路線認定1件の案件につきましては、先例により、産業建設委員会に付託の上、審査としておりますことから、令和5年第1回定例会提出予定案件のうち、報告1件及び市道路線認定1件を除く、承認1件、条例14件、補正予算4件、新年度予算6件及びその他3件、併せて28件の案件につきましては、先例により、議長を除く全議員で構成する（仮称）令和5年第1回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、市道路線の認定1件の案件につきましては、産業建設委員会に付託の上、審査することと訂正させていただきます。

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 2時05分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時06分]

それでは、答申（案）につきまして、ご意見又はお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見等もないようですので、ここで、お諮りいたします。

本案のとおり、議長に答申し、本委員会終了後に開催されます、全員協議会で報告したいと思いたすが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時07分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢口龍人